

駅前通り地区 区画整理だより

第13号

発行人
・茂原駅前通り地区
まちづくり推進協議会
・茂原市役所 区画整理課

TEL 0475
(20)8
1548

今後のまちづくり

会長 高貫 博樹

平成20年度の代議員総会が去る6月20日に開催されました。

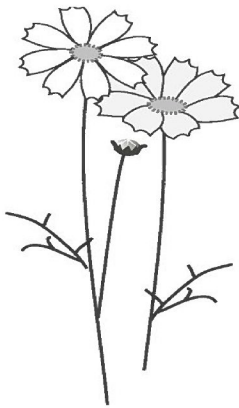
代議員の皆様は審議をいただき議案すべてが承認され無事総会を終了することが出来ました。

今回は新部会の承認という案件も審議いただき「まちづくりプロジェクト」の承認をしてもらいました。

これは、これまで商業部会、住宅部会としてそれぞれ議論をしてきましたが、まちづくりはトータルで考える事が必要ではないかとの事から商業、住宅ではなくこれらを一緒にしたまちづくりのプロジェクト部会が必要との事で提案、承認をいただきました。

メンバーは幹事の皆様全員に入っていた希望があればさらに増員してもいいことになっていきます。部会長は副会長の深山さんをお願いいたしました。

先日、8月29日第一回まちづくりプロジェクト部会が開催され何をどう議論していこうか様々な意



見がだされ取りあえず今すぐお金がかからず出来ることとして道路の一方通行解除、市内循環バスの交通などの議論が必要とのことになりました。私はこれらの事に加えこの地域を医療と介護をテーマに「まちづくり」が出来ないかと提案いたしました。今、医療の問題が沢山あります高度救急医療、三次医療の不安など解消し安心して住める茂原に出来ないかと思えます。又、高齢化社会の時代、介護と介護施設の充実が必要です。これらのことの一部をこの地域で補うことが出来ないか、そしてこれらをテーマとした「まちづくり」が出来ないかと思えます。今から30年はこの流れは変わりません、茂原を医療と介護の特区に出来ないかなど考えています。沢山のご意見をいただき、議論し「まちづくり」をすすめて行きたいと思えます。

まちづくり推進協議会の主な事業内容

●幹事会

事業計画、建物移転計画などの協議を行います。

●まちづくりプロジェクト

今年度から商業部会・住宅部会を統合しまちづくりについての検討を行ないます。

第一回の会議を8月に行い、今後年度内に二回会議を行う予定です。

まちづくり推進協議会役員の体制

● 会長	高貫 博樹
● 副会長	深山 宏行
● 副会長	藍野 徳一
● 会計	春日 久吉
● 監査	酒井 功

任期 2年

まちづくり推進協議会役員

◇幹事

◇代議員

高貫 博樹	酒井 功
深山 宏行	齋藤 三美
藍野 徳一	大野 葆見
春日 久吉	今井 繁一
岡 彌重喜	渡邊 榮夫
齊藤 喜治	青柳 征三
加納 晃	齊藤 魁
小田 公美	岡本 和二郎
柳 房親	鈴木 松壽
鶴沢 稔	岩瀬 良
杉田 博章	平野 林平
千葉 雋作	白井 宗一郎
渡邊 武能	堀田 貴夫
渡邊 健一	下田 茂夫
野村 忠和	門園 一郎
野島 誠次	鬼島 有孝
河野 誠次	名倉 俊之
宮川 幸一	矢野 茂
田中 道夫	佐々木 武志
加藤 貞夫	加賀城 重雄
	田邊 和夫
	斎藤 利昭
	石丸 武治
	篠田 哲彦
	内山 信男
	松崎 久夫
	杉浦 康夫
	株京葉銀行

皆さんの意見を！

まちづくり推進協議会は区画整理事業を通じて集い・憩い・快適に住みよいまちをつくるために、誰もが自由で公平な立場から話し合える場でありたい。何かご意見・ご要望などがございましたら、各役員の方を通じてでも結構です。お待ちしております。

土地区画整理審議会委員の 選挙のお知らせ

審議会は、権利者の意思を出来るだけ事業の上に反映すること、事業が民主的かつ能率的に運営される趣旨で設けられる施行者の諮問機関であり、法律において審議会を設置することとなっております。

茂原駅前通り地区の審議会委員の定数は施行規模により10名と定められており、本年12月19日が任期満了による選挙となります。

審議会委員のおもな仕事

審議会が行うことができる具体的な権限には、①施行者が審議会の意見を聞かなければならない事項と②施行者が審議会の同意を必要とする事項があり、これらの議事について審議するものです。

- ①意見を聞かなければならない事項
- ・換地計画の作成、変更に関すること
- ・仮換地の指定に関すること
- ・減価補償金の交付に関すること

②審議会の同意を必要とする事項

- ・評価委員の選任
- ・過小宅地または過小借地の基準の決定に関すること
- ・地積が小さくて換地を定めない場合
- ・大きな土地の地積を特に減じて換地する場合
- ・立体換地に関すること

●審議会委員の任期

平成20年12月20日から
平成25年12月19日まで
5年

●審議会委員10名の構成

- ・学識経験者 2名
(市長が選任します)

- ・土地所有者及び借地権者の中から、それぞれの総数の割合に応じて選挙により選任する。
(現在の人数)

- 土地所有者 6名
- 借地権者 2名

選挙内容

●選挙期日の公告

平成20年9月8日
(市の掲示板にて公告を行いました)

●選挙期日

平成20年12月14日(日)

●選挙人名簿の縦覧

平成20年10月14日から
平成20年10月27日まで
なお、異議のある方はこの縦覧期間中に申し出て下さい。場所…区画整理課

●選挙権について

宅地の所有者または借地権者は宅地の大きさ、筆数にかかわらず一個の選挙に関する権利を有しており、両方の権利がある場合は二個の権利を有することになります。

●被選挙権について

選挙権を有する者は被選挙権も有しますが、次に掲げる者は該当しません。
・未成年者
・禁治産者または準禁治産者
・禁錮以上の刑に処せられ、執行が終わるまで等

※選挙権についてはこのような制限はありません。

●立候補の受付

立候補しようとする者は立候補届、推薦による場合は、立候補推薦届及び承諾書を提出することにより候補者となることができる。

・立候補受付期間

平成20年11月10日から

平成20年11月19日まで(予定)

・受付時間

午前8時30分から午後5時まで

受付場所 区画整理課

共有者及び共同借地権者の方

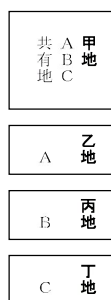
宅地の共有者または数人共同して借地権を有する者については、あわせて一つの所有者または借地権者として権利を行うこととなり、それぞれのうちから代表者を選び、選挙権及び被選挙権が得られます。代表者はその氏名及び住所を施行者に通知する必要があります。

代表者選任通知書は区画整理課にて用意しています。

10月27日までに通知して下さい。

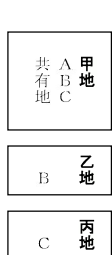
●宅地の共有者の選挙権について

【例①】



甲地の共有者ABCは全て施行地区内にそれぞれ一個の所有地を所持している場合、甲地の共有権に基づく選挙権はなく、ABC各々一票が与えられる。

【例②】



甲地の共有者のうちAが別に所有地を持たないので、甲地の代表者が一票与えられる。この場合、共有地の代表者が別に所有地を所持している、いないにかかわらず甲地の共有者の代表者・乙地B・丙地Cの3票が与えられる。

選挙のスケジュール

9月8日	選挙期日の公告
9月28日	選挙人名簿作成基準日
10月14日	選挙人名簿の縦覧開始
10月27日	縦覧完了 選挙人名簿の訂正
11月7日	訂正完了 選挙人名簿の訂正の公告
11月10日	選挙人名簿の確定の公告
11月19日	立候補届の締切日
11月20日	立候補者の氏名の公告
12月4日	学識経験者の選任依頼
12月8日	選挙場並びに投票時間及び開票日時公告
12月14日	選挙日
12月15日	当選人の公告 当選人への通知